資産と費用の区分誤り

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 対象受検機関 | 検出事項 | 是正を求める事項 |
| 修徳学院 | 設置工事、改修工事及び増設工事について、資産として公有財産台帳に登載する必要があるが、資産ではなく費用として処理した結果、公有財産台帳に登載されておらず、財務諸表上の費用が過大に、固定資産が過少となっていた。  １　工事完了日：令和４年７月26日（検査日：令和４年７月26日）   |  |  | | --- | --- | | 工事名称 | 金額 | | エアコン設置工事 | 227,480円 |   ２　工事完了日：令和４年12月20日（検査日：令和４年12月20日）   |  |  | | --- | --- | | 工事名称 | 金額 | | 旧厨房土間改修工事 | 1,650,000円 |   ３　工事完了日：令和４年12月23日（検査日：令和４年12月23日）   |  |  | | --- | --- | | 工事名称 | 金額 | | 電話増設工事 | 352,000円 | | 検出事項について、速やかに是正措置を講じるとともに、原因を確認し、所属のチェック体制を強化する等、再発防止に向け必要な措置を講じられたい。  【大阪府公有財産台帳等処理要領】  （台帳の取得登録）  第４条　財産を取得した場合は、システムを用いて取得登録を行うものとする。なお、登録を行う際の取得事由は、別表２「異動理由表」のとおりとする。  ２　取得した財産については、次の各号に掲げる日を取得年月日及び異動年月日とする。  (1) 財産の買入れ、交換等による所有権の取得については、その所有権の取得の日。  (2) 建物等の新築等は、工事完了による引渡しの日。なお、土地を除くインフラ資産は供用開始日。  （台帳価格）  第12条　台帳に登録する取得価額（一円に満たない場合は一円とする。）は、次の各号によるものとする。  (1) 当該財産の取得原価とする。なお、取得原価は、別表４「固定資産計上基準表」のとおりとする。  「別表４　固定資産計上基準表」  （固定資産計上の基本方針）  １．取得時点での取引価格（購入代価等）だけではなく、その財産を取得するために要した付随的支出（詳細設計費など）も含めて資産として計上する。  ２．取得後に、当該資産の価値を高め、又はその耐久性を増すことに要した支出は資産として計上する。なお、この場合における付随的支出についても前項の規定を準用する。 |

監査（検査）実施年月日（委員：令和－年－月－日、事務局：令和５年10月２日から令和６年１月31日まで）